

京都市告示第 399号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により，平成28年度の地籍調査事業を次のとおり変更します。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

- 1 事業計画が定められた日  
平成28年9月29日（8農村第933号）
- 2 調査を実施する者の名称  
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

平成28年度地籍調査事業計画

	調査地域	調査期間
変更前	京都市上京区櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町の一部，北伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，中務町の一部，小山町の一部，西院町の一部，浮田町の一部，中村町の一部，田中町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，西神明町，東神明町の一部，田村備前町の一部，弁天町の一部，福島町の一部及び二本松町の一部	平成29年3月31日まで
変更後	(変更なし)	(変更なし)

平成28年度地籍調査事業計画（前年度翌債分）

	調 査 地 域	調 査 期 間
変更前	京都市上京区主税町，聚楽町，四町目，小山町の一部，中務町の一部，西院町の一部，南伊勢屋町の一部，左馬松町の一部，北伊勢屋町の一部，田中町の一部，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，西神明町，東神明町の一部，田村備前町の一部，弁天町の一部，福島町の一部及び二本松町の一部	平成28年10月31日まで
変更後	（変更なし）	平成29年2月28日まで

（行財政局資産活用推進室）